

J a p a n W e l c o m e S I M サ ー ビ ス 契 約 約 款

[改 正 後]

[現 行]

(目次)
 第 1 章～第 9 章 (略)
 第 10 章 雑則
 第 38 条～第 44 条 (略)
 第 45 条 無線 I P アクセスサービスの利用等
 第 46 条～第 47 条 (略)
 別表 (略)

(目次)
 第 1 章～第 9 章 (略)
 第 10 章 雑則
 第 38 条～第 44 条 (略)
 第 45 条～第 46 条 (略)
 別表 (略)

第 1 章～第 6 章 (略)

第 1 章～第 6 章 (略)

第 7 章 通信

第 7 章 通信

第 1 節 通信の種類等

第 1 節 通信の種類等

(通信の種類等)

第 25 条 通信には、次の種類があります。

(通信の種類等)

第 25 条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては988Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（高速通信モード） (2) (略)
(略)	(略)

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては788Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（高速通信モード） (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

3～5 (略)

第 26 条 契約者は、追加データ量の購入の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行う J W S I M サービス取扱所に申し出ていただきます。

第 26 条 契約者は、追加データ量の購入の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行う J W S I M サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、契約の申込みと同時に追加データ量の購入の申込みがあったときは、次表に規定する料金額を適用します。

3 前項の規定にかかわらず、契約の申込みと同時に追加データ量の購入の申込みがあったときは、次表に規定する料金額を適用します。

1 追加データ量ごとに		
区 分	料 金 額	上限データ量
(略)	(略)	(略)
追加データ量 (2GB)	税抜額 1,800 円 (税込額 1,944 円)	2GB
4～5 (略)		
第 27 条～第 28 条 (略)		
第 2 節～第 3 節 (略)		
第 8 章～第 9 章 (略)		
第 10 章 雑則		
第 38 条～第 44 条 (略)		
(無線 I P アクセスサービスの利用等)		
第 45 条 契約者は、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。		
2 無線 I P アクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域（無線 I P 通信網サービス契約約款に規定する営業区域と同一とします。）内に在圏する場合に限り、行うことができます。		
ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。		
3 利用中止により J W S I M サービスを利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工事にやむを得ないときは、無線 I P アクセスサービスを利用することができません。		
4 利用開始認証を行うまでの間に無線 IP アクセスサービスの利用を当社が確認したときは、利用開始認証を行った後であっても、無線 IP アクセスサービスを利用することができません。		
5 通信の条件、通信利用の制限、利用中止、自営端末設備若しくは自営電気通信設備への接続及び利用に係る契約者の義務については、無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。		
(合意管轄)		
第 46 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。		
(準拠法)		
第 47 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。		

1 追加データ量ごとに		
区 分	料 金 額	上限データ量
(略)	(略)	(略)
4～5 (略)		
第 27 条～第 28 条 (略)		
第 2 節～第 3 節 (略)		
第 8 章～第 9 章 (略)		
第 10 章 雑則		
第 38 条～第 44 条 (略)		
(合意管轄)		
第 45 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。		
(準拠法)		
第 46 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。		
別表 (略)		

別表 (略)

附則 (平成 30 年 10 月 4 日経企第 1725 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 9 日から実施します。

(経過措置)

2 改正前の規定により契約申込みの承諾を受けたJWSIM契約であって、改正規定実施の日までにSIMカードの貸与を受けたものについては、無線IPアクセスサービスに係る規定を適用しません。

(JWSIMサービス提供に関する特例)

3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に契約者が利用開始認証を行ったときは、第12条 (当社が行うJWSIM契約の解除) の第2項第2号中、「15日」を「20日」に読み替えて適用します。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの特例の適用を廃止する日の150日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款

[改 正 後]	[現 行]												
<p>(目次) 第1章～第9章 (略) 第10章 雑則 第38条～第44条 (略) 第45条 <u>無線IPアクセスサービスの利用等</u> 第46条～第47条 (略) 別表 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第1章～第6章 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第7章 通信</p> <p style="margin-left: 80px;">第1節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等) 第25条 通信には、次の種類があります。</p>	<p>(目次) 第1章～第9章 (略) 第10章 雑則 第38条～第44条 (略) 第45条～第46条 (略) 別表 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第1章～第6章 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第7章 通信</p> <p style="margin-left: 80px;">第1節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等) 第25条 通信には、次の種類があります。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">データ通信モード</td> <td style="padding: 5px;">(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては988Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては988Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">データ通信モード</td> <td style="padding: 5px;">(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては788Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては788Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)	(略)	(略)
種 類	内 容												
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては988Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)												
(略)	(略)												
種 類	内 容												
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては788Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの (高速通信モード) (2) (略)												
(略)	(略)												
<p>3～5 (略)</p> <p>第26条～第28条 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第2節～第3節 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第8章～第9章 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第10章 雑則</p> <p>第38条～第44条 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第26条～第28条 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第2節～第3節 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第8章～第9章 (略)</p> <p style="margin-left: 40px;">第10章 雑則</p> <p>第38条～第44条 (略)</p>												

(無線 I P アクセスサービスの利用等)

第45条 契約者は、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 無線 I P アクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域（無線 I P 通信網サービス契約約款に規定する営業区域と同一とします。）内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

3 利用中止により J W S I M サービスを利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工用上やむを得ないときは、無線 I P アクセスサービスを利用することができません。

4 利用開始認証を行うまでの間に無線IPアクセスサービスの利用を当社が確認したときは、利用開始認証を行った後であっても、無線IPアクセスサービスを利用することができません。

5 通信の条件、通信利用の制限、利用中止、自営端末設備若しくは自営電気通信設備への接続及び利用に係る契約者の義務については、無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。

第46条 (略)

第47条 (略)

別表 (略)

附則（平成 30 年 10 月 4 日経企第 1725 号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 9 日から実施します。

(経過措置)

2 改正前の規定により契約申込みの承諾を受けたJWSIM契約であって、改正規定実施の日までにSIMカードの貸与を受けたものについては、無線IPアクセスサービスに係る規定を適用しません。

(JWSIM-0サービス提供に関する特例)

3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に契約者が利用開始認証を行ったときは、第12条（当社が行うJWSIM-0契約の解除）の第2項第2号中、「15日」を「20日」に読み替えて適用します。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの特例の適用を廃止する日の150日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

第45条 (略)

第46条 (略)

別表 (略)